

## 検査結果の届出書

年 月 日

三重県知事 あて

開設者住所

開設者氏名

医療法第27条の規定に基づく使用許可申請を行うにあたり、自主検査を実施しましたので届出します

病院（診療所又は助産所）名			
自主検査実施年月日		年 月 日	
検査実施者	所属（役職等）		
	氏 名		
検査立会者	所属（役職等）		
	氏 名		
検査実施項目（検査対象の構造設備とその検査内容）			検査結果

- 注 1) 「検査実施項目」欄には該当する構造設備のみ記載してください。  
 2) 「検査結果」欄には、適否の判定結果を記載し、否の場合にあっては、対応策について詳細に説明した別紙を添付してください。  
 3) 検査を実施した施設の変更前と変更後の平面図を添付してください。  
 その他、変更後の状況がわかるもの（写真等）も添付してください。

## 別紙

### 使用前検査における自主検査可能な構造設備

#### 1. 病院、入院施設を有する診療所

各科診察室・手術室（注1）・処置室・臨床検査施設・エックス線装置（注2）・調剤所  
消毒施設・給食施設・洗濯施設・分べん室・新生児の入浴施設・機能訓練室・談話室・食堂・浴室  
集中治療室（注1・注3）・化学、細菌及び病理の検査施設  
無菌状態の維持された病室（注1・注3）  
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備  
放射線に関する構造設備（注1・注3）・病室（注1）・機械換気設備  
患者の使用する屋内の直通階段・避難階段・患者が使用する廊下  
消毒設備（感染症病室又は結核病室専門）・歯科技工室  
防火上必要な設備・消火用の機械又は器具

#### 2. 入所施設を有する助産所

入所室（注1）・入所する母子が使用する屋内の直通階段・避難階段・分べん室  
防火上必要な設備・消火用の機械又は器具

#### 3. 使用前検査・自主検査対象外設備

病理解剖室・研究室・講義室・図書室・救急用又は患者搬送用自動車・医薬品情報管理室

注1 構造設備の変更を伴わない場合（エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく、装置等のみの変更である場合を含む）に限り、自主検査が選択可能です。

注2 エックス線装置については、自主検査の対象であるが、これを使用する室であるエックス線診療室については、放射線に関する構造設備として扱われます。

注3 地域医療支援病院又は特定機能病院における集中治療室及び特定機能病院における無菌状態の維持された病室については、病室として用いられることから検査対象に該当します。